株式会社ジェイコム東京　インターネット接続サービス約款（板橋・北局）

目次

目次……1
第 1 章　総則……3
第 1 条（約款の適用）……3
第 2 条（約款の変更）……3
第 3 条（用語の定義）……3
第 2 章　契約……4
第 4 条（インターネット接続サービスの種類等）……4
第 5 条（契約の単位）……4
第 6 条（削除）……4
第 7 条（契約者回線の終端）……4
第 8 条（契約申込みの方法）……5
第 9 条（契約申込みの承諾）……5
第 10 条（インターネット接続サービスの種類等の変更）……5
第 11 条（契約者回線の移転）……5
第 12 条（インターネット接続サービスの利用の一時停止）……5
第 13 条（その他の契約内容の変更）……6
第 14 条（名義変更）……6
第 15 条（契約者が行う契約の解除）……6
第 16 条（当社が行う契約の解除）……6
第 3 章　付加機能……6
第 17 条（付加機能の提供等）……6
第 4 章　回線相互接続……7
第 18 条（回線相互接続の請求）……7
第 19 条（回線相互接続の変更・廃止）……7
第 5 章　利用中止及び利用停止……7
第 20 条（利用中止）……7
第 21 条（利用停止）……7
第 6 章　利用の制限……8
第 22 条（利用の制限）……8
第 23 条（児童ポルノ画像のブロッキング）……8
第 7 章　料金等……9
第 24 条（料金の適用）……9
第 25 条（利用料等の支払義務）……9
第 26 条（手続きに関する料金等の支払義務）……9
第 27 条（工事に関する費用の支払義務）……10
第 28 条（割増金）……10
第 29 条（延滞利息）……10
第 8 章　保守……10

第 30 条（当社の維持責任）.....10
第 31 条（契約者の維持責任）.....10
第 32 条（設備の修理又は復旧）.....10
第 33 条（契約者の切分け責任）.....10
第 ９ 章　損害賠償.....11
第 34 条（責任の制限）.....11
第 35 条（免責）.....11
第 １０ 章　雑則.....12
第 36 条（承諾の限界）.....12
第 37 条（利用に係る契約者の義務）.....12
第 38 条（契約者の関係者による利用）.....13
第 39 条（情報等の削除等）.....13
第 39 条の 2（検査）.....14
第 39 条の 3（注意喚起）.....14
第 39 条の 4（ソフトウェアの更新）.....14
第 39 条の 5（送信型対電気通信設備サイバー攻撃の送信の禁止）.....14
第 40 条（青少年にとって有害な情報の取扱について）.....15
第 41 条（連絡受付体制の整備について）.....15
第 42 条（相互接続事業者のインターネット接続サービス）.....15
第 43 条（技術的事項及び技術資料の閲覧）.....16
第 44 条（営業区域）.....16
第 45 条（閲覧）.....16
別記1（第7章関係）料金の支払方法.....16
別記 2 別に定める特定事業者（当社を含みます）.....17
料金表Ⅰ　利用料・工事費等.....18
料金表Ⅱ　定期契約.....23
附則.....31

第 1 章　総則

第 1 条（約款の適用）

当社は、この有線テレビジョン放送施設の線路（有線電気通信法（昭和２８年法律第９６号）第２条第２項に規定する有線電気通信設備であって、他の電気通信事業者より提供されるものを除く。）と同一の線路を使用する電気通信回線設備を用いるインターネット接続サ―ビス契約約款（板橋・北局）（以下「約款」といいます。）、インターネット接続サービスに係る料金表（以下「料金表」といいます。）並びに当社が別に定める事項及び料金により、インターネット接続サービスを提供します。

第 2 条（約款の変更）

当社は、この約款を変更することがあります。この場合には、料金その他の提供条件は変更後の約款 によります。

2 当社が別に定めることとしている事項については、随時変更することがあります。

3 約款変更その他当社の申し出により契約者にとって不利益な内容を含む契約条件の変更を行う場合、 当該変更の内容（放送法（昭和 25 年法律第 132 号）又は電気通信事業法（昭和 59 年法律第 86 号）の適用がある場合には、放送法第 150 条又は電気通信事業法第 26 条第 1 項における提供条件の概要 を含みます。）につき、契約者に対し、当社の判断により、法令に従い、個別の通知及び説明に代えて、事前に、文書、ダイレクトメール等の広告物、電子メール、または当社ホームページ上の表示に より、当該変更内容を通知または周知することがあります。

第 3 条（用語の定義）

この約款においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

用　　語	用　　語　　の　　意　　味
1　電気通信設備	電気通信を行うための機械、器具、線路その他の電気的設備
2　電気通信サービス	電気通信設備を使用して他人の通信を媒介すること、その他電気通信設備を他人の通信の用に供すること
3　電気通信回線設備	送信の場所と受信の場所との間を接続する伝送路設備及びこれと一体として設置される交換設備並びにこれらの付属設備
4　電気通信回線	電気通信事業者から電気通信サービスの提供を受けるために使用する電気通信回線設備
5　インターネット接続サービス	主としてデータ通信の用に供することを目的としてインターネットプロトコルにより符号の伝送交換を行うための電気通信回線設備を用いて行う電気通信サービス
6　インターネット接続サービス取扱所	(1) インターネット接続サービスに関する業務を行う当社の事業所 (2) 当社の委託によりインターネット接続サービスに関する契約事務を行う者の事業所
7　契約	当社からインターネット接続サービスの提供を受けるための契約
8　契約者	当社と契約を締結している者
9　契約者回線	当社との契約に基づいて設置される電気通信回線
10　端末設備	契約者回線の一端に接続される電気通信設備であって、１の部分の設置の場所が他の部分の設置の場所と同一の構内（これに準ずる区域内を含みます。）又は同一の建物内であるもの
11　端末接続装置	端末設備との間で電気通信信号の交換等の機能を有する電気通信設備
12　自営端末設備	契約者が設置する端末設備
13　自営電気通信設備	電気通信事業者以外の者が設置する電気通信設備であって、端末設備以外のもの

14　相互接続事業者	当社と電気通信設備の接続に関する協定を締結している電気通信事業者
15　技術基準	端末設備等規則（昭和 60 年郵政省令第 31 号）で定める技術基準
16　消費税相当額	消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）及び同法に関する法令の規定に基づき課税される消費税の額並びに地方税法（昭和２５年法律第 226 号）及び同法に関する法令の規定に基づき課税される地方消費税の額
17 学校	学校教育法（昭和２２年法律第２６号）第一条に規定されるもののうち小学校、中学校、高等学校、盲学校、聾学校及び養護学校とする。
18 データ伝送用設備端末等	当社が提供するインターネット接続サービスの提供を受けるため、データ伝送用設備に接続して使用する端末設備又は自営電気通信設備（端末設備等規則（昭和60年郵政省令第31号）第34条10の各号の条件に係る機能又はこれらと同等以上の機能を利用者が任意のソフトウェアにより随時かつ容易に変更することができるものを除く。）であって、次のイ、ロのいずれにも該当するもの イ デジタルデータ伝送用設備との接続においてインターネットプロトコルを使用するもの ロ 電気通信回線設備を介して接続することにより当該データ伝送用設備端末等に備えられた電気通信の機能（送受信に係るものに限る。）に係る設定を変更できるもの
19 送信型対電気通信設備サイバー攻撃	次のイ又はロに掲げる行為 イ 情報通信ネットワーク又は電磁的方式で作られた記録に係る記録媒体を通じた電子計算機に対する攻撃のうち、送信先の電気通信設備の機能に障害を与える電気通信の送信（当該電気通信の送信を行う指令を与える電気通信の送信を含む。）により行われるもの（ロにおいて「設備攻撃」といいます。） ロ 設備攻撃の送信先となる電気通信設備の探査のうち、電気通信事業者がその業務上記録している電気通信の送信元、送信先、通信日時その他の通信履歴（以下単に「通信履歴」といいます。）の電磁的記録により、設備攻撃に先立つて行われる当該探査を目的とする電気通信の送信（当該電気通信の送信を行う指令を与える電気通信の送信を含む。）であることを合理的に特定できるものとして総務省令で定める電気通信の送信により行われるもの

第 ２ 章　契約

第４条（インターネット接続サービスの種類等）

契約には、料金表に規定する種類、品目があります。

第５条（契約の単位）

当社は、契約者回線１回線ごとに１の契約を締結します。この場合、契約者は１の契約につき１人に限ります。

第６条（削除）

第７条（契約者回線の終端）

当社は、契約者が指定した場所内の建物又は工作物において、自営端末設備との接続箇所若しくは、端末接続装置を設置し、これを契約者回線の終端とします。

２　当社は、前項の設置場所を定めるときは、契約者と協議します。

３ 契約者は、第 15 条（契約者が行う契約の解除）及び第１７条（当社が行う契約の解除）に定める解除の場合、直ちに端末接続装置を当社に返却するものとします。

なお、当社に返却がない場合は、当社は、料金表に定める損害金を請求します。

第 8 条（契約申込みの方法）

契約の申込みをするときは、次に掲げる事項について記載した当社所定の契約申込書を契約事務を行うインターネット接続サービス取扱所に提出していただきます。

（1）料金表に定めるインターネット接続サービスの種類、品目

（2）契約者回線の終端とする場所

（3）その他インターネット接続サービスの内容を特定するために必要な事項

第 9 条（契約申込みの承諾）

当社は、契約の申込みがあったときは、受け付けた順序に従って承諾します。ただし、当社は、当社の業務の遂行上支障があるときは、その順序を変更することがあります。この場合、当社は、申込みを行った者に対してその理由とともに通知します。

２　当社は、前項の規定にかかわらず、インターネット接続サービスの取扱い上余裕のないときは、その承諾を延期することがあります。

３　当社は、第１項の規定にかかわらず、次の場合には、契約の申込みを承諾しないことがあります。

（1）契約者回線を設置し、又は保守をすることが技術上著しく困難なとき。

（2）契約の申込みをした者がインターネット接続サービスの料金その他の債務（この約款に規定する料金及び料金以外の債務をいいます。以下同じとします。）の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあると認められる相当の理由があるとき。

（3）その他当社の業務の遂行上著しい支障があるとき。

（4）約款および別に定める規定等に、特段の定めがあるとき。

４　学校接続のサービスの申込みをすることができる者は、学校の設置者に限ります。

第 10 条（インターネット接続サービスの種類等の変更）

契約者は、料金表に規定するインターネット接続サービスの種類、品目の変更の請求をすることができます。

２　前項の請求の方法及びその承諾については、第 8 条（契約申込みの方法）及び前条（契約申込みの承諾）の規定に準じて取り扱います。

第 11 条（契約者回線の移転）

契約者は、契約者の負担により、同一の構内又は同一の建物内における、契約者回線の移転を請求できます。

２　契約者回線の移転が前項に定める場所以外であった場合は、契約内容の変更又は制限がある場合があります。

３　当社は、第１項の請求があったときは、第 9 条（契約申込みの承諾）の規定に準じて取り扱います。

４　第１項の変更に必要な工事は、当社又は当社が指定した者が行います。

第 12 条（インターネット接続サービスの利用の一時停止）

当社は、契約者から請求があったときは、インターネット接続サービスの利用の一時停止（その契約者回線を他に転用することなく一時的に利用できないようにすることをいいます。以下同じとします。）を行います。

２　前項の一時停止期間は最長６ヶ月とします。

３　契約者は一時停止期間中、料金表に定める一時停止料金、一部付加機能の月額利用料を当社が定める期日までに当社に支払うものとします。

４　一時停止期間終了後、インターネット接続サービスを再開した日の属する月から６ヶ月を経過していない場合は、一時停止は出来ないものとします。

第 13 条（その他の契約内容の変更）
当社は、契約者から請求があったときは、第８条（契約申込みの方法）第３号に規定する契約内容の変更を行います。
２　前項の請求があったときは、当社は、第９条（契約申込みの承諾）の規定に準じて取り扱います。

第 14 条（名義変更）
相続又は法人の合併により契約者の地位の承継があったときは契約者の名義変更を認めるものとします。
２　第１項の名義変更を行う場合、新契約者となる者は当社の承認を得た上、所定の名義変更届を提出し、当該変更日までに発生した利用料は旧契約者が支払うものとします。

第 15 条（契約者が行う契約の解除）
契約者は、契約を解除しようとするときは、１０日前までにそのことを当社が別に定めるインターネット接続サービス取扱所に当社所定の方法により通知していただきます。
２　前項による契約解除の場合、当社は、当社の電気通信設備の資産等を徹去します。この場合、徹去に係る費用及び徹去に伴い、契約者が所有若しくは占用する土地、建物、その他の工作物等の復旧を要する場合、契約者にその復旧に係る費用を負担していただきます。

第 16 条（当社が行う契約の解除）
当社は、次の場合には、その契約を解除することがあります。
（１）第 21 条（利用停止）の規定によりインターネット接続サービスの利用停止をされた契約者が、なおその事実を解消又は是正しないとき。
（２）　第 21 条（利用停止）の規定のいずれかに該当する場合に、その事実が当社の業務の遂行に特に著しい支障を及ぼすと認められる相当の理由があるときは、前号の規定にかかわらず、通知もしくは催告なしに直ちにインターネット接続サービスの利用を停止し、その契約を解除することがあります。
（３）電気通信回線の地中化等、当社又は契約者の責に帰すべからざる事由により当社の電気通信設備の変更を余儀なくされ、かつ、代替構築が困難でインターネット接続サービスの継続ができないとき。
（４）集合共同引込の建物内の加入の場合に、建物基本契約が解約になったとき。
２　当社は、前項の規定により、その契約を解除しようとするときは、あらかじめ契約者にそのことを通知します。
３　当社は、第１項の規定により、その契約を解除しようとするときは、当社に帰する電気通信設備の資産等を撤去いたします。ただし、撤去に伴い、契約者が所有若しくは占有する土地、建物その他の工作物等の復旧を要する場合、契約者にその復旧に係る費用を負担していただきます。

第 ３ 章　付加機能

第 17 条（付加機能の提供等）
当社は、契約者から請求があったときは、料金表の規定により付加機能を提供します。

第 4 章　回線相互接続

第 18 条（回線相互接続の請求）

契約者は、その契約者回線の終端において又はその終端に接続されている電気通信設備を介して、その契約者回線と当社又は当社以外の電気通信事業者が提供する電気通信回線とを相互に接続する旨の請求をすることができます。この場合、その接続に係る電気通信回線の名称、その接続を行う場所、その接続を行うために使用する電気通信設備の名称、その他その接続の請求の内容を特定するための事項について記載した当社所定の書面を、当社が別に定めるインターネット接続サービス取扱所に提出していただきます。

２　当社は、前項の請求があった場合において、その接続に係る電気通信回線の利用に関する当社又は当以外の電気通信事業者の契約約款等によりその接続が制限されるときを除き、その請求を承諾します。

第 19 条（回線相互接続の変更・廃止）

契約者は、前条の回線相互接続を変更・廃止しようとするときは、その旨を当社に通知していただきます。

２　前条（回線相互接続の請求）の規定は、回線相互接続の変更について準用します。

第 5 章　利用中止及び利用停止

第 20 条（利用中止）

当社は、次の場合には、インターネット接続サービスの利用を中止することがあります。

（1）当社の電気通信設備の保守上又は工事上やむを得ないとき。

（2）第 22 条（利用の制限）の規定によりインターネット接続サービスの利用を中止するとき。

２　前項に規定する場合のほか、付加機能に関する利用について料金表に別段の定めがあるときは、当社は、その料金表に定めるところによりその付加機能の利用を中止することがあります。

３　前 2 項の規定により、インターネット接続サービスの利用を中止するときは、あらかじめそのことを契約者にお知らせします。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

第 21 条（利用停止）

当社は、契約者が次のいずれかに該当するときは、6 カ月以内で当社が定める期間（そのインターネット接続サービスの料金その他の債務（この約款により支払いを要することとなったものに限ります。以下この条において同じとします。）を支払わないときは、その料金その他の債務が支払われるまでの間)、そのインターネット接続サービスの利用を停止することがあります。

（1）料金その他の債務について、支払期日を経過してもなお支払わないとき（支払期日を経過した後、当社が指定する料金収納事務を行う事業所以外において支払われた場合であって、当社がその支払の事実を確認できないときを含みます。)。

（2）契約の申込みに当たって、当社所定の書面に事実に反する記載を行ったこと等が判明したとき。

（3）第 37 条（利用に係る契約者の義務）の規定に違反したとき。

（4）事業法又は事業法施行規則に違反して当社の電気通信回線設備に自営端末設備、自営電気通信設備、他社回線又は当社の提供する電気通信サービスに係る電気通信回線を接続したとき。

（5）事業法又は事業法施行規則に違反して当社の検査を受けることを拒んだとき、又はその検査の結果、技術基準に適合していると認められない自営端末設備若しくは自営電気通信設備について電気通信設備との接続を廃止しないとき。

（６）インターネット接続サービスの利用が第 37 条（利用に係る契約者の義務）の各号のいずれかに該当し、第 39 条（情報の削除等）第１項第１号ないし第３号及び第５号の要求を受けた契約者が、当社の指定する期間内に当該要求に応じない場合。
（７）契約者回線に接続されている自営端末設備若しくは自営電気通信設備に異常がある場合その他電気通信サービスの円滑な提供に支障がある場合に当社が行う検査を受けることを拒んだとき又はその検査の結果、技術基準等に適合していると認められない自営端末設備若しくは自営電気通信設備を契約者回線から取りはずさなかったとき。
（８）前各号のほか、この約款に違反する行為、インターネット接続サービスに関する当社の業務の遂行若しくは当社の電気通信設備のいずれかに著しい支障を与え又は与えるおそれのある行為を行ったとき。
２　当社は、前項の規定により、インターネット接続サービスの利用停止をするときは、あらかじめその理由、利用停止をする日及び期間を契約者に通知します。

第 ６ 章　利用の制限

第 22 条（利用の制限）
当社は、天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合で必要と認めたときは、災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力の供給確保又は秩序の維持のために必要な事項を内容とする通信及び公共の利益のために緊急を要する事項を内容とする通信であって、事業法施行規則で定めるものを優先的に取り扱うため、インターネット接続サービスの利用を制限することがあります。
２　当社は、契約者が当社の提供するインターネット接続サービスに支障を及ぼし、若しくは支障を及ぼす恐れがある場合には、当該電気通信に割り当てるインターネット接続回線に係る通信の帯域を制御することにより、インターネットサービスの速度を制限することがあります。
３　通信が著しくふくそうしたときは、通信が相手先に着信しないことがあります。
４　インターネット接続サービスの利用者が、当社の電気通信設備に過大な負担を生じる行為をしたときは、その利用を制限することがあります。

第 23 条（児童ポルノ画像のブロッキング）
当社は、インターネット上の児童ポルノの流通による被害児童の権利侵害の拡大を防止するために、当社又は児童ポルノアドレスリスト作成管理団体が児童の権利を著しく侵害すると判断した児童ポルノ画像および映像について、事前に通知することなく、契約者の接続先サイト等を把握した上で、当該画像および映像を閲覧できない状況に置くことがあります。
２　当社は、前項の措置に伴い必要な限度で、当該画像および映像の流通と直接関係のない情報についても閲覧できない状態に置く場合があります。
３　当社は、前二項の措置については、児童の権利を著しく侵害する児童ポルノに係る情報のみを対象とし、又、通信の秘密を不当に侵害せず、かつ、違法性が阻却されると認められる場合に限り行います。

第 7 章　料金等

第１節　料金

第 24 条（料金の適用）

当社が提供するインターネット接続サービスの料金は、契約事務手数料、利用料、付加機能使用料及び工事に関する費用とし、料金表に定めるところによります。

２　料金の支払方法は、当社が別に定めるところによります。

第２節　料金の支払義務

第 25 条（利用料等の支払義務）

契約者は、その契約に基づいて当社がインターネット接続サービスの提供を開始した日の翌日（付加機能については、その提供を開始した日の属する月） から起算して、契約の解除があった日（付加機能の廃止については、その廃止があった日の属する月）の期間（提供を開始した日と解除又は廃止があった日が同一の日である場合は１ヶ月間とします。）について、当社が提供するインターネット接続サービスの態様に応じて料金表に規定する利用料又は使用料（以下「利用料等」といいます。以下この条において同じとします。）の支払を要します。

２　前項の期間において、利用の一時中断等によりインターネット接続サービスの利用ができない状態が生じたときの利用料等の支払は、次によります。

（１）利用の一時中断をしたときは、契約者は、その期間中の利用料等の支払を要します。

（２）利用停止があったときは、契約者は、その期間中の利用料等の支払を要します。

（３）前 2 号の規定によるほか、契約者は、次の表に掲げる場合を除き、インターネット接続サービスを利用できなかった期間中の利用料等の支払を要します。

区　　別	支払を要しない料金
1.　契約者の責めによらない理由により、そのインターネット接続サービスを全く利用できない状態（その契約に係る電気通信設備によるすべての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。）が生じた場合（次号に該当する場合を除きます。） に、そのことを当社が認知した時刻から起算して、24 時間以上その状態が連続したとき。	そのことを当社が認知した時刻以後の利用できなかった時間（24 時間の倍数である部分に限ります。）について、24 時間ごとに日数を計算し、その日数に対応するそのインターネット接続サービスについての利用料等（その料金が料金表の規定により利用の都度発生するものを除きます。）。

３　当社は、支払を要しないこととされた利用料等が既に支払われているときは、その料金を返還します。

第 26 条（手続きに関する料金等の支払義務）

契約者は、約款に規定する手続きの請求を行い当社がこれを承諾したときは、手続きに関する料金の支払を要します。ただし、その手続きの着手前にその契約の解除又は請求の取消しがあったときは、この限りでありません。この場合、既にその料金が支払われているときは、当社は、その料金を返還します。

第 27 条（工事に関する費用の支払義務）
契約者は、約款に規定する手続の請求を行い当社がこれを承諾したときは、工事に関する費用の支払を要します。ただし、工事の着手前にその契約の解除又は請求の取消し（以下この条において「解除等」といいます。）があったときは、この限りではありません。この場合、既にその料金が支払われているときは、当社は、その料金を返還します。
２　工事の着手後完了前に解除等があった場合は、前項の規定にかかわらず、契約者は、その工事に関して解除等があったときまでに着手した工事の部分について、当社が別に算定した額を負担していただきます。この場合において、負担を要する費用の額は、別に算定した額に消費税相当額を加算した額とします。

第 3 節　割増金及び延滞利息

第 28 条（割増金）
契約者は、料金の支払を不法に免れた場合は、その免れた額のほか、その免れた額（消費税相当額を加算しない額とします。）の２倍に相当する額に消費税相当額を加算した額を割増金として、当社が別に定める方法により支払っていただきます。

第 29 条（延滞利息）
契約者は、料金その他の債務（延滞利息を除きます。）について支払期日を経過してもなお支払がない場合には、支払期日の翌日から支払の日の前日までの日数について、年 14.5%の割合で計算して得た額を延滞利息として当社が別に定める方法により支払っていただきます。ただし、支払期日の翌日から起算して 10 日以内に支払があった場合は、この限りではありません。

第 8 章　保守

第 30 条（当社の維持責任）
当社は、当社の設置した電気通信設備を事業用電気通信設備規則　（昭和 60 年郵政省令第 30 号）に適合するよう維持します。

第 31 条（契約者の維持責任）
契約者は、自営端末設備又は自営電気通信設備を、技術基準に適合するよう維持していただきます。

第 32 条（設備の修理又は復旧）
当社は、当社の設置した電気通信設備が故障し、又は減失した場合に、全部を修理し、又は復旧することができないときは、事業法施行規則に規定された公共の利益のため緊急に行うことを要する通信を優先的に取り扱うため、当社が別に定める順序でその電気通信設備を修理又は復旧します。

第 33 条（契約者の切分け責任）
契約者は、自営端末設備又は自営電気通信設備（当社が別に定めるところにより当社と保守契約を締結している自営端末設備又は自営電気通信設備を除きます。以下この条において同じとします。）が当社の電気通信回線設備に接続されている場合において、当社が設置した電気通信設備が正常に稼動しなくなったときは、当該自営端末設備又は自営電気通信設備に故障のないことを確認の上、当社に当社の電気通信回線設備その他電気通信設備の修理の請求をしていただきます。

２　前項の確認に際して、契約者から要請があった場合には、当社が別に定めるインターネット接続サービス取扱所又は当社が指定する者が当社が別に定める方法により試験を行い、その結果を契約者にお知らせします。
３　当社は、前項の試験により当社の電気通信設備その他当社の電気通信設備に故障がないと判定した結果を契約者にお知らせした後において、契約者の請求により当社の係員を派遣した結果、故障の原因が自営端末設備又は自営電気通信設備にあったときは、契約者にその派遣に要した費用の額に消費税相当額を加算した額を負担していただきます。

第 ９ 章　損害賠償

第 34 条（責任の制限）
当社は、インターネット接続サービスを提供すべき場合において、当社の責めに帰すべき理由によりその提供をしなかったときは、そのインターネット接続サービスが全く利用できない状態（その契約に係る電気通信設備によるすべての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下この条において同じとします。）にあることを当社が認知した時刻から起算して、２４時間以上その状態が連続した時に限り、その契約者の損害を賠償します。ただし、加入契約者が当該請求をし得ることとなった日から３ヵ月を経過する日までに当該請求をしなかったときは、加入契約者はその権利を失うものとします。
２　前項の場合において、当社はインターネット接続サービスが全く利用でない状態にあることを当社が知った時刻以後、その状態が連続した時間（２４時間の倍数である部分に限ります。）に対する当該加入契約回線に係る料金額（月額利用料金の３０分の１に利用不可能日数を乗じて算出した額）を発生した損害とみなし、その額に限って賠償します。

第 35 条（免責）
当社は、契約者がインターネット接続サービスの利用に関して損害を被った場合、前条（責任の制限）の規定によるほかは、何らの責任も負いません。
２　当社は、インターネット接続サービスに係る設備その他の電気通信設備の設置、撤去、修理又は復旧の工事にあたって、契約者が所有若しくは占有する土地、建物その他の工作物等に損害を与えた場合に、それが当社の故意又は重大な過失により生じたものであるときを除き、その損害を賠償しません。
３　当社は、この約款等の変更により自営端末設備又は自営電気通信設備の改造又は変更（以下この条において「改造等」といいます。）を要することとなる場合であっても、その改造等に要する費用については負担しません。ただし、技術的条件（事業法の規定に基づき当社が別に定めるインターネット接続サービスに係る端末設備等の接続の技術的条件をいいます。）の設定又は変更により、現に契約者回線に接続されている自営端末設備又は自営電気通信設備の改造等を要する場合は、当社は、その改造等に要する費用のうちその変更した規定に係る部分に限り負担します。

第 １０ 章　雑則

第 36 条（承諾の限界）

当社は、契約者から工事その他の請求があった場合に、その請求を承諾することが技術的に困難なとき若しくは保守することが著しく困難であるとき、又は料金その他債務の支払を現に怠り若しくは怠るおそれがあると認められる相当の理由があるとき等、当社の業務の遂行上支障があるときは、その請求を承諾しないことがあります。この場合は、その理由をその請求をした者に通知します。ただし、この約款において別段の定めがある場合は、その定めるところによります。

第 37 条（利用に係る契約者の義務）

当社は、インターネット接続サービスの提供に必要な電気通信設備の設置のため、契約者が所有若しくは占有する土地、建物その他の工作物等を無償で使用できるものとします。この場合、地主、家主その他の利害関係人があるときは、当該契約者は予め必要な承諾を得ておくものとし、これに関する責任は契約者が負うものとします。

２　契約者は、当社又は当社の指定する者が、設備の設置、調整、検査、修理等を行うため、土地、建物その他の工作物等への立ち入りを求めた場合は、これに協力するものとします。

３　契約者は、当社が契約に基づき設置した電気通信設備を移動し、取り外し、変更し、分解し、若しくは損壊し、又はその設備に線条その他の導体を連絡しないこととします。ただし、天災、事変その他の事態に際して保護する必要があるとき又は自営端末設備若しくは自営電気通信設備の接続若しくは保守のために必要があるときは、この限りではありません。

４　契約者は、故意に契約者回線を保留にしたまま放置し、その他通信の伝送交換に妨害を与える行為を行わないこととします。

５　契約者は、当社が業務の遂行上支障がないと認めた場合を除いて、当社が契約に基づき設置した電気通信設備に他の機械、付加部品等を取り付けないこととします。

６　契約者は、当社が契約に基づき設置した電気通信設備を、善良な管理者の注意をもって保管することとします。

７　契約者は、前 4 項の規定に違反して電気通信設備を亡失し、又はき損したときは、当社が指定する期日までにその補充、修繕その他の工事等に必要な費用を支払っていただきます。

８　契約者は、インターネット接続サービスを利用する権利を有償、無償問わず再販売し、第三者に利用させないものとします。

９　契約者は、インターネット接続サービスを利用するにあたり、以下の各号の内容に該当する行為を行なわないものとします。

（１）当社もしくは他者の著作権、商標権等の知的財産権を侵害する行為、又は侵害するおそれのある行為

（２）他者の財産、プライバシーもしくは肖像権を侵害する行為、又は侵害するおそれのある行為

（３）他者を不当に差別もしくは誹謗中傷・侮辱し、他者への不当な差別を助長し、又はその名誉もしくは信用を毀損する行為

（４）詐欺、児童売買春、預貯金口座及び携帯電話の違法な売買等の犯罪に結びつく、又は結びつくおそれの高い行為

（５）わいせつ、児童ポルノもしくは児童虐待に相当する画像、映像、音声もしくは文書等を送信又は表示する行為、又はこれらを収録した媒体を販売する行為、又はその送信、表示、販売を想起させる広告を表示又は送信する行為

（６）薬物犯罪、規制薬物等の濫用に結びつく、もしくは結びつくおそれの高い行為、又は未承認医薬品等の広告を行う行為
（７）貸金業を営む登録を受けないで、金銭の貸付の広告を行う行為
（８）無限連鎖講（ネズミ講）を開設し、又はこれを勧誘する行為
（９）当社の設備に蓄積された情報を不正に書き換え、又は消去する行為
（１０）他者になりすましてインターネット接続サービスを利用する行為
（１１）ウィルス等の有害なコンピュータプログラム等を送信又は掲載する行為
（１２）無断で他者に広告、宣伝もしくは勧誘のメールを送信する行為、又は社会通念上他者に嫌悪感を抱かせる、もしくはそのおそれのあるメールを送信する行為
（１３）他者の設備等又はインターネット接続サービス用設備の利用もしくは運営に支障を与える行為、又は与えるおそれのある行為
（１４）違法な賭博・ギャンブルを行わせ、又は違法な賭博・ギャンブルへの参加を勧誘する行為
（１５）違法行為（けん銃等の譲渡、爆発物の不正な製造、児童ポルノの提供、公文書偽造、殺人、脅迫等）を請負し、仲介し又は誘引（他人に依頼することを含む）する行為
（１６）人の殺害現場の画像等の残虐な情報、動物を殺傷・虐待する画像等の情報、その他社会通念上他者に著しく嫌悪感を抱かせる情報を不特定多数の者に対して送信する行為
（１７）人を自殺に誘引又は勧誘する行為、又は第三者に危害の及ぶおそれの高い自殺の手段等を紹介するなどの行為
（１８）その行為が前各号のいずれかに該当することを知りつつ、その行為を助長する態様又は目的でリンクをはる行為
（１９）犯罪や違法行為に結びつく、又はそのおそれの高い情報や、他者を不当に誹謗中傷・侮辱したり、プライバシーを侵害したりする情報を、不特定の者をして掲載等させることを助長する行為
（２０）その他、国内外の法令等を犯す行為、および公序良俗に違反し、又は他者の権利を侵害すると当社が判断した行為

第 38 条（契約者の関係者による利用）
当社が別途指定する手続きにより、契約者が当該契約者の家族その他の者（以下「関係者」といいます。）に利用させる目的で、かつ当該関係者のインターネット接続サービスの利用に係る利用料金の負担に合意して利用契約を締結したときは、当該契約者は、当該関係者に対しても、契約者と同様にこの契約約款を遵守させる義務を負うものとします。
２　前項の場合、契約者は、当該関係者が第 37 条（利用に係る契約者の義務）各号に定める禁止事項のいずれかを行い、又はその故意又は過失により当社に損害を被らせた場合、当該関係者の行為を当該契約者の行為とみなして、この契約約款の各条項が適用されるものとします。

第 39 条（情報等の削除等）
当社は、契約者によるインターネット接続サービスの利用が第 37 条（利用に係る契約者の義務）の各号に該当する場合、当該利用に関し他者から当社に対しクレーム、請求等が為され、かつ当社が必要と認めた場合、又はその他の理由でインターネット接続サービスの運営上不適当と当社が判断した場合は、当該契約者に対し、次の措置のいずれか又はこれらを組み合わせて講ずることがあります。
（１）第 37 条（利用に係る契約者の義務）の各号に該当する行為をやめるように要求します。
（２）他者との間で、クレーム等の解消のための協議を行なうよう要求します。
（３）契約者に対して、表示した情報の削除を要求します。

（４）事前に通知することなく、契約者が発信又は表示する情報の全部もしくは一部を削除し、又は他者が閲覧できない状態に置きます。
（５）第 41 条に規定する連絡受付体制の整備が講じられていない場合、連絡受付体制の整備を要求します。
２　前項の措置は契約者の自己責任の原則を否定するものではなく、前項の規定の解釈、運用に際しては自己責任の原則が尊重されるものとします。

第 39 条の 2（検査）
当社は、契約者回線に接続されている自営端末設備又は自営電気通信設備に異常がある場合その他電気通信サービスの円滑な提供に支障がある場合において必要があるときは、契約者にその自営端末設備又は自営電気通信設備の接続が技術基準等に適合するかどうかの検査を受けることを求めることがあります。この場合、契約者は、正当な理由がある場合その他事業法施行規則第 32 条第２項で定める場合を除いて、検査を受けることを承諾していただきます。
2 第１項の検査を行う場合、自営端末設備又は自営電気通信設備の設置の場所に立ち入るときは、当社の係員は、所定の証明書を提示します。
3 第１項の検査を行った結果、自営端末設備又は自営電気通信設備が技術基準及び技術的条件に適合していると認められないときは、契約者は、その自営端末設備若しくは自営電気通信設備を契約者回線等から取りはずしていただきます。

第 39 条の 3（注意喚起）
当社は、国立研究開発法人情報通信研究機構法に基づき国立研究開発法人情報通信研究機構がサイバーセキュリティの確保のための措置を十分に講じていないと認められる電気通信設備に関して行う助言及び情報の提供に従って、送信型対電気通信設備サイバー攻撃により当社の電気通信役務の提供に支障が生ずるおそれがある場合に、必要な限度で、当該電気通信設備の IP アドレス及びタイムスタンプから、当該電気通信設備を接続する契約者を確認し、注意喚起を行うことがあります。

第 39 条の 4（ソフトウェアの更新）
電気通信回線設備を通じて外部から制御可能な状態で、データ伝送用設備端末等を接続する場合は、他者から意図しない制御ができないよう、当該端末等の電気通信の機能に係るソフトウェアを更新されていなければなりません。
当該更新とは、当該端末に他者から制御可能な脆弱性が発見され、かつ当該端末の製造業者が提供するソフトウェアアップデートが周知された場合に、当該端末にソフトウェアアップデートを適用することを指します。

第 39 条の 5（送信型対電気通信設備サイバー攻撃の送信の禁止）
当社は、データ伝送用設備端末等の送信型対電気通信設備サイバー攻撃（電気通信事業者がその業務上記録している通信履歴の電磁的記録により送信元の電気通信設備が本約款第３条（用語の定義）21 号に規定する電気通信又は同号ロの総務省令で定める電気通信の送信の送信元であることを合理的に特定できるものに限ります。）の送信を禁止します。

第 40 条（青少年にとって有害な情報の取扱について）

契約者は、インターネット接続サービスを利用することにより、青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律（平成 20 年法律第 79 号、以下「青少年インターネット環境整備法」）第２条第 11 項の特定サーバー管理者（以下「特定サーバー管理者」という。）となる場合、同法第 21 条の努力義務について十分留意するものとします。

２　契約者は、インターネット接続サービスを利用することにより、特定サーバー管理者となる場合、自らの管理するサーバーを利用して第三者により青少年にとって有害な情報の発信が行われたことを知ったとき又は自ら当該情報を発信する場合、以下に例示する方法等により青少年による当該情報の閲覧の機会を減少させる措置を取るよう努力するものとします。

（１）１８歳以上を対象とした情報を発信していることを分かり易く周知する。

（２）閲覧者に年齢を入力させる等の方法により１８歳以上の者のみが当該情報を閲覧しうるシステムを整備する。

（３）青少年にとって有害な情報を削除する。

（４）青少年にとって有害な情報の URL をフィルタリング提供事業者に対して通知する。

３　当社は、インターネット接続サービスにより、当社の判断において青少年にとって有害な情報が発信された場合、青少年インターネット環境整備法第 21 条の趣旨に則り、 契約者に対して、当該情報の発信を通知すると共に、前項に例示する方法等により青少年による当該情報の閲覧の機会を減少させる措置を取るよう要求することがあります。

４　前項に基づく当社の通知に対し、契約者が、当該情報は青少年にとって有害な情報に該当しない旨、当社に回答した場合は、当社は当該契約者の判断を尊重するものとします。

５　前項の場合であっても、当社は第２項（４）の方法により、フィルタリングによって青少年による当該情報の閲覧の機会を減少させるための措置をすることがあります。

第 41 条（連絡受付体制の整備について）

契約者は、インターネット接続サービスを利用することにより、特定サーバー管理者となる場合、情報発信に関するトラブルを防止することを目的として、下記に例示する方法等により、第三者からの連絡を受け付ける体制を整備するものとします。

（１）インターネット接続サービスを利用した情報発信に関する第三者向けの問い合わせフォームを整備すること。

（２）インターネット接続サービスを利用した情報発信に関する問い合わせ先のメールアドレスその他の連絡先を公開すること。なお、上記（２）に例示した方法により、連絡を受け付ける体制を整備する場合、当該連絡先が他の目的で悪用されるおそれがあることに契約者は十分留意するものとします。

２　契約者はインターネット接続サービスを利用するにあたり、情報発信に関するトラブルが生じた場合に備えて、当社が連絡を取りうる連絡先を当社に対し通知することとします。

第 42 条（相互接続事業者のインターネット接続サービス）

契約者は、当社の相互接続事業者と相互接続利用契約を締結することとなります。この場合において、その契約者は、当社が相互接続利用契約により生じることとなる債権を譲り受けたものとして、この約款に基づき料金を請求することを承認していただきます。

２　契約の解除があった場合は、その解除があった時に、当社の相互接続事業者のインターネット接続サービス利用契約についても解除があったものとします。

第 43 条（技術的事項及び技術資料の閲覧）

当社は、当社が別に定めるインターネット接続サービス取扱所において、インターネット接続サービスに係る基本的な技術的事項及び契約者がインターネット接続サービスを利用する上で参考となる事項を記載した技術資料を閲覧に供します。

第 44 条（営業区域）

営業区域は、当社が別に定めるところによります。

第 45 条（閲覧）

この約款において、当社が別に定めることとしている事項については、当社は閲覧に供します。

別記１（第７章関係）料金の支払方法

１．契約者は、料金について、支払期日の到来する順序に従って支払うものとします。

２．契約者は、サービスの利用料、工事費等の一切の債務を金融機関の預金口座振替又はクレジットカード支払いによる方法で、当社の定める期日までに毎月支払うものとします。

３．前項にかかわらず、当社が特に認める場合には、契約者は銀行振込又は当社が定めるその他の方法で支払うことができますが金融機関等に係る振込手数料は、契約者の負担とします。

４．契約者は当社がサービスの利用料、工事費等の一切の債務の収納業務を収納代行会社に委託することがあることを承認していただきます。

５．当社が必要であると判断した場合、前項で定めた収納代行会社を契約者に通知なく変更できるものとし、契約者はこれを承諾するものとします。

６．クレジットカード支払について

（１）契約者は、契約者が支払うべき当社の提供するサービスの利用料、工事費等の一切の債務を、契約者が指定するクレジットカードで、クレジットカード会社の規約に基づいて支払います。

（２）契約者は、契約者から申し出をしない限り継続して前項と同様に支払います。また、当社が、契約者が届け出たクレジットカードの発行会社の指示により、契約者が届出たクレジットカード以外のクレジットカード番号で代金請求した場合も前項と同様に契約者は支払います。

（３）契約者は、当社に届出たクレジットカード番号・有効期限に変更があった場合はもちろん、契約者の指定したクレジットカード会社の利用代金の支払状況によっては、当社又は契約者の指定したクレジットカード会社の判断により一方的に本手続きを解除されても、異議を申し立てないこととします。

７．預金口座振替について（※ゆうちょ銀行支払いは除きます。）

（１）契約者は、契約者が支払うべき当社の提供するサービスの利用料、工事費等の一切の債務について、当社から銀行、信用金庫、信用組合、農協等（以下「銀行」といいます。）に請求書が送付されたときは、契約者に通知することなく、請求書記載の金額を預金口座から引落しのうえ支払うことを承諾します。この場合、契約者は、預金規定又は当座勘定規定にかかわらず、預金通帳、払戻請求書の提出又は小切手の振出しはしないこととします。

（２）契約者は、銀行が預金口座からの引落し日（以下、振替日といいます。）において請求書記載金額が預金口座から払い戻すことができる金額(当座貸越を利用できる範囲内の金額を含みます)を超える場合、契約者に通知することなく請求書を返却すること、また振替の指定日以降に再度振替えることを承諾します。

（ア）契約者は、預金口座振替を解約するときは、銀行に書面により届出ます。なお、この届出がなく長期間にわたり当社から請求がない等相当な理由がある場合、契約者から特に申し出が無い限り銀行は預金口座振替が終了したものとして取扱うことを承諾します。

（イ）契約者は、振替日が変更された場合は、請求書に記載された日をもって処理することを承諾します。

（ウ）契約者は、サービスの追加又は変更があった場合も、本規定が適用されることを承諾します。
契約者は、この預金口座振替について紛議が生じても、銀行の責めによる場合を除き、銀行に異議を申し立てないこととします。

８．モバイル決済受付端末の利用について

（１）加入申込者は、加入申込者が支払うべき当社の提供するサービスの利用料、工事費等の一切の料金を支払う決済情報として、加入申込者が指定するキャッシュカード情報について以下の通り同意するものとします。

（ア）加入申込者は、加入申込者が支払うべき当社の提供するサービスの利用料、工事費等の一切の料金を、上記預金口座振替規定に同意のうえ、モバイル決済受付端末を利用して登録した預金口座振替にて支払います。

（イ）加入申込者は、モバイル決済受付端末を利用しない場合、当社が指定する書面にてクレジットカード情報又は口座振替情報を登録するものとします。

（ウ）加入申込者は、モバイル決済受付端末を利用する際、金融機関への本人確認を目的として加入申込者の指定したキャッシュカードの暗証番号の入力を行うものとします。

（エ）加入申込者は、モバイル決済受付端末を利用した際の伝票（お客さま控）を、保管するものとします。

別記２ 別に定める特定事業者（当社を含みます）

株式会社ジェイコム東京、株式会社ジェイコム湘南・神奈川、株式会社ジェイコム埼玉・東日本、土浦ケーブルテレビ株式会社、株式会社ジェイコム千葉、株式会社ジェイコムウエスト、株式会社ジェイコム九州、株式会社ケーブルネット下関、株式会社ジェイコム札幌、大分ケーブルテレコム株式会社

料金表Ｉ　利用料・工事費等

通則

（料金表の適用）

１．　インターネット接続サービスに関する料金及び工事に関する費用で、この料金表に規定しないものは、電気通信事業法施行規則第 19 条の 2 に基づき当社が別に定めるところにより適用します。

（料金等の変更）

２．当社は、インターネット接続サービスに関する料金及び工事に関する費用を変更することがあります。この場合には変更後の料金及び工事に関する費用によります。

（消費税相当額の加算）

３．約款の規定により、料金表に定める料金について支払いを要する額は、料金表により算出された請求額の合計に消費税額を加算した額とします。なお、複数のサービスを合計した場合は、実際のご請求金額と料金表に規定する各サービス毎の税込料金額の合計額が端数処理の範囲内で異なる場合があります。

（料金等の減免）

４．当社は、災害が発生し、又は発生する怖れがあるときは、本料金表及び約款の規定にかかわらず、臨時にその料金又は工事に関する費用を減免することがあります。

５．前項規定により料金の減免を行ったときは、関係のインターネット接続サービス取扱所に掲示する等の方法により、そのことを周知します。

（インターネット接続サービスの種類）

インターネット接続サービスの種類は次のとおりとします。

種類	提供する機能
ライト パーソナル エクストリーム 120M ファースト 120M ファースト 1 年契約パック(集合) 120M ファースト 1 年契約パック(戸建)	当社より付与するＩＰアドレスによるインターネット接続機能を提供します。電子メールアドレス、情報ページ公開用ディスク容量を割り当てます。 ２　料金額 （１）利用料に記載する品目があります。
サーバ接続	当社を経由して日本ネットワークインフォメーションセンターより取得したＩＰアドレスを使用すること及び契約者が保有しているドメイン名または新規に取得するドメイン名を使用し、インターネット接続機能を利用することができます。 ２　料金額 （１）利用料に記載する品目があります。
学校サーバ接続	契約約款で規定する学校が、当社を経由して日本ネットワークインフォメーションセンターより取得したＩＰアドレスを使用すること及び契約者が保有しているドメイン名または新規に取得するドメイン名を使用し、インターネット接続機能を利用することができます。

	２　料金額 （１）利用料に記載する品目があります。

料金

１　適用

インターネット接続サービス約款第 2 節　支払義務の規定によるほか、２　料金額　で規定する額に消費税相当額（消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）及び同法に関する法令の規定に基づき課税される消費税の額並びに地方税法（昭和２５年法律第 226 号）及び同法に関する法令の規定に基づき課税される地方消費税の額）を加算した額とします。

２　料金額

（１）　利用料

以下の全てのサービスは、当社が認める場合を除き、平成２７年６月１５日をもって、新規、変更、追加の申込み受付を終了するものとします。

種類	品　目	内　　容			料金額（月額）
	回線速度 ※1	付与するＩＰアドレス数	電子メールアドレス数 ※2	情報ページ公開用ディスク量	
ライト	上り　500kbps 下り　1Mbps	1	1 個	割り当てはありません。	2,076 円 （税込 2,283 円）
パーソナル	上り　1.5Mbps 下り　10Mbps	1	1 個	２０Ｍバイト	3,504 円 （税込 3,854 円）
エクストリーム	上り　5Mbps 下り　30Mbps	1	１個	２０Ｍバイト	3,980 円 （税込 4,378 円）
120M ファースト	上り　5Mbps 下り　120Mbps	1	1 個	２０Ｍバイト	5,885 円 （税込 6,473 円）
120M ファースト１年契約パック（集合）　※３	上り　5Mbps 下り　120Mbps	1	1 個	２０Ｍバイト	3,800 円 （税込 4,180 円）
120M ファースト１年契約パック（戸建）　※４	上り　5Mbps 下り　120Mbps	1	1 個	２０Ｍバイト	4,733 円 （税込 5,208 円）
サーバ接続　※５	上り　5Mbps 下り　5Mbps		電子メールアドレス及び情報ページ公開用ディスク容量の割り当てはありません。		15,180 円 （税込 16,698 円）
学校サーバ接続　※５	上り　5Mbps 下り　5Mbps		電子メールアドレス及び情報ページ公開用ディスク容量の割り当てはありません。		10,000 円 （税込 11,000 円）

※１　回線速度:ふくそうが発生しない状態での最大の符号伝送速度

※２　電子メールの蓄積容量は１電子メールアドレスあたり５０Ｍバイトとします。

※３　120M ファースト 1 年契約パック(集合)は、インターネット接続サービスの設置先が共同住宅、および集合住宅（２以上の複数世帯が入居するアパート、マンション等の賃貸または分譲住宅で当社が判断するもの）内の世帯となる場合に限り、契約を締結します。サービスの提供を開始した日より１年間が契約期間となります。当社が特に認めた場合を除き、新たな申込みの受付および変更の承諾を行ないません。

※４　120M ファースト 1 年契約パック(戸建)は、※３に規定する以外の世帯となる場合に限り、契約を締結します。サービスの提供を開始した日より１年間が契約期間となります。当社が特に認めた場合を除き、新たな申込みの受付および変更の承諾を行ないません。

※５　サーバ接続、学校サーバ接続は、平成２７年３月３１日をもって、当社が特に認めた場合を除き、新たな申込みの受付および変更の承諾を行ないません。

（２）　付加機能使用料

以下の全ての付加機能のサービスは、当社が認める場合を除き、平成２７年６月１５日をもって、新規、変更、追加の申込み受付を終了するものとします。

付加機能		単位	料金 (月額)	提　供　条　件
電子ﾒｰﾙｱﾄﾞﾚｽ追加機能	契約者に割り当てた電子メールアドレスの他に電子メールアドレスを追加する機能をいいます	1 電子ﾒｰﾙｱﾄﾞﾚｽごとに	191 円 （税込 210 円）	電子メールアドレスを提供します。追加できる上限は、16 個とします
情報ﾍﾟｰｼﾞ公開用ディスク容量追加機能	契約者に割り当てた情報ページ公開用ディスク容量の他に公開用ディスク容量を追加する機能をいいます。	２０Ｍバイトごとに	191 円 （税込 210 円）	情報ページ公開用ディスク容量を割り当てます。追加できる上限は、100M バイトとします。
付与ＩＰアドレス数追加機能	契約者に付与するＩＰアドレス数を追加する機能をいいます。1ＩＰアドレスごとに 1 電子メールアドレスを含みます。	1ＩＰアドレスごとに	477 円 （税込 524 円）	この機能を利用できるサービスの種類はパソコン接続のﾗｲﾄ、ﾊﾟｰｿﾅﾙ、ｴｸｽﾄﾘｰﾑ、120M ﾌｧｰｽﾄとします。付与するＩＰアドレス数の最大数は 16 個とします。
ﾎｽﾃｨﾝｸﾞｻｰﾋﾞｽ機能 ※1	契約者の独自ドメインによる情報ページ公開用及び電子メール送受信のためのインターネットサーバー利用機能をいいます。	電子ﾒｰﾙ 50 ｱｶｳﾝﾄ 情報公開用ﾃﾞｨｽｸ容量 5G ﾊﾞｲﾄ	3,000 円 （税込 3,300 円）	
		電子ﾒｰﾙ 100 ｱｶｳﾝﾄ 情報公開用ﾃﾞｨｽｸ容量 10G ﾊﾞｲﾄ	4,000 円 （税込 4,400 円）	

		電子ﾒｰﾙ200ｱｶｳﾝﾄ情報公開用ﾃﾞｨｽｸ容量20Gﾊﾞｲﾄ	5,000円（税込5,500円）	
ｳｨﾙｽﾁｪｯｸ機能	契約者に割り当てた電子メールアドレスに対しての送受信時にウィルスのチェックを行う機能をいいます。	1電子メールアドレスごとに	191円（税込210円）	当社が定める利用規約に基づき、種類・品目ごとに当社が契約者に割り当てた電子メールアドレスごとに提供します。
固定ｸﾞﾛｰﾊﾞﾙIP割当機能 ※1	契約者に固定のグローバルIP を割り当てるサービスをいいます。	1契約ごと	1,200円（税込1,320円）	この機能を利用できるサービスの種類はパソコン接続のｴｸｽﾄﾘｰﾑ、120Mﾌｧｰｽﾄとします。
無線LAN機能	端末接続装置に無線ＬＡＮルーター機能を追加できるサービスをいいます。	1契約ごと	200円（税込220円）	無線ＬＡＮルーター機能の追加は、端末接続装置の交換が必要になります。付与ＩＰアドレス数追加機能は追加できません。

※1　ﾎｽﾃｨﾝｸﾞｻｰﾋﾞｽ機能、固定ｸﾞﾛｰﾊﾞﾙIP割当機能は、平成２７年３月３１日をもって、当社が特に認めた場合を除き、新たな申込みの受付および変更の承諾を行ないません。

（３）削除

（４）一時停止料金

項　　目	単　位	料　金　額
一時停止料金	1契約毎に	1,500円（税込1,650円）

（５）手続き

項　　目	単　位	料　金　額
契約事務手数料	1契約毎に	3,000円（税込　3,300円）
サービス変更手数料	1契約毎に	別に算定する実費相当額
その他の手続きに関する手数料	1契約毎に	別に算定する実費相当額

※実費は、当社が別途見積もりいたします。

（６）工事費

項　　目	単　位	料　金　額
本サービスに関するすべての工事	1契約毎に	別に算定する実費相当額

※実費は、工事費並びに使用する機器の代金も含め、当社が別途見積もりいたします。
（付加機能利用開始及び解除・サービス品目変更・設定費・故障点検、補償を含む）

（７）損害金

項　目	料　　金
ケーブルモデム（ライト、パーソナル、エクストリーム等のコース用のもの）	－

ケーブルモデム（120M ファースト等のコース用のもの）	1 台につき 500 円（不課税）
無線ＬＡＮケーブルモデム	1 台につき 500 円（不課税）

料金表Ⅱ　定期契約

以下の全ての定期契約は、当社が認める場合を除き、平成２７年６月１５日をもって、新規、変更、追加の申込み受付を終了するものとします。

第１種定期契約【とく得パック（１年契約）】

区　分	内　　容
（１）定義等	ア　第１定期契約とは、当社が別に定めるテレビジョン放送サービス約款（以下「TV 約款」といいます。）に規定する基本サービス（デラックスコースに限ります。（以下本規定において同じとします。）（以下「放送サービス」といいます。））、およびＪ：ＣＯＭ ＰＨＯＮＥプラスサービス又はＫＤＤＩ株式会社が定めるケーブルプラス電話サービス（以下「電話サービス」といいます。）の契約を締結しているインターネット接続サービス（ 120M ファーストコースに限ります。（以下本規定において同じとします。））契約者から申込があり、当社が承諾した場合、当社がインターネット接続サービス、放送サービスおよび電話サービスの提供を開始した日（現にインターネット接続サービス、放送サービスおよび電話サービスの提供を受けている場合は、第１種定期契約の申出を当社が承諾した日）の属する暦月の初日から起算して１年が経過することとなる暦月の末日（以下「満了日」といいます。）をもって満了となる契約のことをいいます。 イ　第１種定期契約は１の契約者回線に限り適用します。 ウ　当社は、インターネット接続サービス、放送サービスおよび電話サービスの設置先が共同住宅および集合住宅（２以上の複数世帯が入居するアパート、マンション等の賃貸または分譲住宅で当社が判断するもの）内の世帯となる場合に限り第１種定期契約を締結します。 エ　当社は第９条第３項の規定による場合、第１種定期契約の申込を承諾しないことがあります。
（２）利用料の取扱い	ア　インターネット接続サービスの利用料については、インターネット接続サービス、放送サービスおよび電話サービスの提供を開始した日（現にインターネット接続サービス、放送サービスおよび電話サービスの提供を受けている場合は、第１種定期契約の申出を当社が承諾した日）の翌日より、料金表Ｉの規定にかかわらず、次表に定める料金額を適用します。 品目：120M ファーストコース／区分：（ア）／料金額（月額）：3,898 円（税込 4,287 円） イ　第１種定期契約の解除があったときは、その契約解除日までアに規定する料金額を適用します。
（３）第１種定期契約の更新および解除	ア　当社は、第１種定期契約が満了した場合は、満了日の翌日（以下「更新日」といいます。）に第１種定期契約を更新します。 ただし、満了日の属する暦月および更新日の属する暦月内に、契約者より第１種定期契約の解除の申し出がある場合は、この限りではありません。 イ　当社は、次の場合には、第１種定期契約の解除を行ないます。 （１）契約者がインターネット接続サービス、放送サービスおよび電話サービスのうちいずれかまたは全部の解約を行なう場合 （２）契約者が電話サービスの一時中断を行なう場合 （３）契約者がインターネット接続サービスの利用の休止を行なう場合 （４）契約者が放送サービスの一時停止を行なう場合 （５）当社がインターネット接続サービス、放送サービスおよび電話サービスのうちいずれかまたは全部の解除を行なう場合

（６）当社がインターネット接続サービス、放送サービスおよび電話サービスのうちいずれかまたは全部の利用の停止を行なう場合

（７）契約者がインターネット接続サービスについて、他のインターネット接続サービス（ 120M ファーストコースを除きます。）への品目変更を行う場合

ウ　契約者は、第１種定期契約の満了日の属する暦月および更新日の属する暦月以外の日に第１種定期契約の解除を行なう場合、第１種定期契約に係る解除料 4,000 円（税込 4,400 円）の支払いを要します。

エ　当社は第１種定期契約の適用を受ける契約者には、第６条（最低利用期間）は適用しません。

オ　契約者は、ウの規定にかかわらず、次の場合には、第１種定期契約に係る解除料の支払いを要しません。

（１）契約者が、転居によりインターネット接続サービス、放送サービスおよび電話サービスの解約を行なう場合であって、解約と同時に当社または別記に定める特定事業者および協力事業者が提供するサービスの申込を行なう場合

（２）契約者の設置先住所の集合住宅が当社が別に定めるデジプランのインターネットまたは放送サービス対応物件となる場合

第２種定期契約【とく得パック（２年契約）】

区　分	内　　容
（１）定義等	ア　第２種定期契約とは、当社が別に定めるテレビジョン放送サービス約款（以下「TV 約款」といいます。）に規定する基本サービス（デラックスコースに限ります。以下本規定において同じとします。）（以下「放送サービス」といいます。））、およびＪ：ＣＯＭ ＰＨＯＮＥプラスサービス又はＫＤＤＩ株式会社が定めるケーブルプラス電話サービス（以下「電話サービス」といいます。）の契約を締結しているインターネット接続サービス（ 120M ファーストコースに限ります。（以下本規定において同じとします。））契約者から申込があり、当社が承諾した場合、当社がインターネット接続サービス、放送サービスおよび電話サービスの提供を開始した日（現にインターネット接続サービス、放送サービスおよび電話サービスの提供を受けている場合は、第２種定期契約の申出を当社が承諾した日）の属する暦月の初日から起算して２年が経過することとなる暦月の末日（以下「満了日」といいます。）をもって満了となる契約のことをいいます。 イ　第２種定期契約は１の契約者回線に限り適用します。 ウ　当社は、インターネット接続サービス、放送サービスおよび電話サービスの設置先が第１種定期契（１）ウに規定する世帯以外の世帯となる場合に限り第２種定期契約を締結します。 エ　当社は第９条第３項の規定による場合、第２種定期契約の申込を承諾しないことがあります。
（２）利用料の取扱い	ア　インターネット接続サービスの利用料については、インターネット接続サービス、放送サービスおよび電話サービスの提供を開始した日（現にインターネット接続サービス、放送サービスおよび電話サービスの提供を受けている場合は、第２種定期契約の申出を当社が承諾した日）の翌日より、料金表Ｉの規定にかかわらず、次表に定める料金額を適用します。 品目：120M ファーストコース／区分：（ア）／料金額（月額）：3,898 円（税込 4,287 円） イ　第２種定期契約の解除があったときは、その契約解除日までアに規定する料金額を適用します。

（３）第２種定期契約の更新および解除	ア　当社は、第２種定期契約が満了した場合は、満了日の翌日（以下「更新日」といいます。）に第２種定期契約を更新します。ただし、満了日の属する暦月および更新日の属する暦月内に、契約者より第２種定期契約の解除の申し出がある場合は、この限りではありません。 イ　当社は、次の場合には、第２種定期契約の解除を行ないます。 （１）契約者がインターネット接続サービス、放送サービスおよび電話サービスのうちいずれかまたは全部の解約を行なう場合 （２）契約者が電話サービスの一時中断を行なう場合 （３）契約者がインターネット接続サービスの利用の休止を行なう場合 （４）契約者が放送サービスの一時停止を行なう場合 （５）当社がインターネット接続サービス、放送サービスおよび電話サービスのうちいずれかまたは全部の解除を行なう場合 （６）当社がインターネット接続サービス、放送サービスおよび電話サービスのうちいずれかまたは全部の利用の停止を行なう場合 （７）契約者がインターネット接続サービスについて、他のインターネット接続サービス（ 120M ファーストコースを除きます。）への品目変更を行う場合 ウ　契約者は、第２種定期契約の満了日の属する暦月および更新日の属する暦月以外の日に第２種定期契約の解除を行なう場合、第２種定期契約に係る解除料 4,000 円（税込 4,400 円）の支払いを要します。 エ　当社は第２種定期契約の適用を受ける契約者には、第６条（最低利用期間）は適用しません。 オ　契約者は、ウの規定にかかわらず、次の場合には、第２種定期契約に係る解除料の支払いを要しません。 （１）契約者が、転居によりインターネット接続サービス、放送サービスおよび電話サービスの解約を行なう場合であって、解約と同時に当社または別記に定める特定事業者および協力事業者が提供するサービスの申込を行なう場合

第３種定期契約【東京北セレクトプラン（１年契約）】

区　分	内　　容
（１）定義等	ア　第３種定期契約とは、次表に定めるサービスの契約を締結しているインターネット接続サービス（120M ファーストコースに限ります。（以下本規定において同じとします。））契約者から申込があり、当社が承諾した場合、当社が申込を承諾した次表に定めるコース毎のサービスの全ての提供を開始した日の属する暦月の初日から起算して１年が経過することとなる暦月の末日（以下「満了日」といいます。）をもって満了となる契約のことをいいます。

区分	他に契約しているサービス
コースⅠ	当社が別に定めるテレビジョン放送サービス約款（以下「TV 約款」といいます。）に規定する放送サービス（第 3 種定期契約に限ります。（以下本規定において同じとします。））
コースⅡ	当社が別に定めるテレビジョン放送サービス約款（以下「TV 約款」といいます。）に規定する放送サービス（第３種定期契約に限ります。）、およびＪ：ＣＯＭ ＰＨＯＮＥプラスサービス又はＫＤＤＩ株式会社が定める ケーブルプラス電話サービス（以下「電話サービス」といいます。）

イ　第３種定期契約は１の契約者回線に限り適用します。

<table>
<tr><td></td><td>ウ　当社は、インターネット接続サービスの設置先が共同住宅および集合住宅（２以上の複数世帯が入居するアパート、マンション等の賃貸または分譲住宅で当社が判断するもの）内の世帯となる場合に限り第１１種定期契約を締結します。
エ　当社は第９条第３項の規定による場合、第３種定期契約の申込を承諾しないことがあります。</td></tr>
<tr><td>（２）利用料の取扱い</td><td>ア インターネット接続サービスの利用料については、上表に定めるコース毎のサービスの全ての提供を開始した日の翌日より、料金表Ｉの規定にかかわらず、次表に定める料金額を適用します。
<table>
<tr><td>品目</td><td>区分</td><td colspan="2">料金額（月額）</td></tr>
<tr><td rowspan="2">120M ファーストコース</td><td rowspan="2">（ア）</td><td>コースⅠ</td><td>3,547 円（税込 3,901 円）</td></tr>
<tr><td>コースⅡ</td><td>3,360 円（税込 3,696 円）</td></tr>
</table>
イ　第３種定期契約の解除があったときは、その契約解除日までアに規定する料金額を適用します。</td></tr>
<tr><td>（３）第３種定期契約の更新および解除</td><td>ア　当社は、第３種定期契約が満了した場合は、満了日の翌日（以下「更新日」といいます。）に第３種定期契約を更新します。ただし、満了日の属する暦月および更新日の属する暦月内に、契約者より第３種定期契約の解除の申し出がある場合は、この限りではありません。
イ　当社は、次の場合には、第３種定期契約の解除を行ないます。
（１）契約者がインターネット接続サービス、放送サービスおよび電話サービスのうちいずれかまたは全部の解約を行なう場合
（２）契約者が電話サービスの一時中断を行なう場合
（３）契約者がインターネット接続サービスの利用の休止を行なう場合
（４）当社がインターネット接続サービス、放送サービスおよび電話サービスのうちいずれかまたは全部の解除を行なう場合
（５）当社がインターネット接続サービス、放送サービスおよび電話サービスのうちいずれかまたは全部の利用の停止を行なう場合
（６）契約者がインターネット接続サービスについて、他のインターネット接続サービス（ 120M ファーストコースを除きます。）への品目変更を行う場合
（７）契約者が TV 約款に定める他の放送サービス（第３種定期契約を除きます。）への変更を行う場合
ウ　契約者は、第３種定期契約の満了日の属する暦月および更新日の属する暦月以外の日に第３種定期契約の解除を行なう場合、第３種定期契約に係る解除料 4,000 円（税込 4,400 円）の支払いを要します。
エ　当社は第３種定期契約の適用を受ける契約者には、第６条（最低利用期間）は適用しません。
オ　契約者は、ウの規定にかかわらず、次の場合には、第３種定期契約に係る解除料の支払いを要しません。
（１）契約者が、転居によりインターネット接続サービス、放送サービスおよび電話サービスの解約を行なう場合であって、解約と同時に当社または別記に定める特定事業者および協力事業者が提供するサービスの申込を行なう場合
（２）契約者の設置先住所の集合住宅が当社が別に定めるデジプランのインターネットまたは放送サービス対応物件となる場合</td></tr>
</table>

第４種定期契約【東京北セレクトプラン（２年契約)】

区　分	内　　容
（１）定義等	ア　第４種定期契約とは、次表に定めるサービスの契約を締結しているインターネット接続サービス（120M ファーストコースに限ります。(以下本規定において同じとします。)）契約者から申込があり、当社が承諾した場合、当社が申込を承諾した次表に定めるコース毎のサービスの全ての提供を開始した日の属する暦月の初日から起算して２年が経過することとなる暦月の末日（以下「満了日」といいます。）をもって満了となる契約のことをいいます。

区分	他に契約しているサービス
コースⅠ	当社が別に定めるテレビジョン放送サービス約款（以下「TV 約款」といいます。）に規定する放送サービス（第 4 種定期契約に限ります。(以下本規定において同じとします。)
コースⅡ	当社が別に定めるテレビジョン放送サービス約款（以下「TV 約款」といいます。）に規定する放送サービス（第４種定期契約に限ります。)、およびＪ：ＣＯＭ ＰＨＯＮＥプラスサービス又はＫＤＤＩ株式会社が定めるケーブルプラス電話サービス（以下「電話サービス」といいます。）

イ　第４種定期契約は１の契約者回線に限り適用します。

ウ　当社は、インターネット接続サービスの設置先が第３種定期契約（1）ウに規定する以外の世帯となる場合に限り第４種定期契約を締結します。

エ　当社は第９条第３項の規定による場合、第４種定期契約の申込を承諾しないことがあります。

（２）利用料の取扱い

ア インターネット接続サービスの利用料については、上表に定めるコース毎のサービスの全ての提供を開始した日の翌日より、料金表Ｉの規定にかかわらず、次表に定める料金額を適用します。

品目	区分	料金額（月額）	
120M ファーストコース	（ア）	コースⅠ	4,690 円（税込 5,159 円）
		コースⅡ	4,312 円（税込 4,743 円）

イ　第４種定期契約の解除があったときは、その契約解除日までアに規定する料金額を適用します。

（３）第４種定期契約の更新および解除

ア　当社は、第４種定期契約が満了した場合は、満了日の翌日（以下「更新日」といいます。）に第４種定期契約を更新します。ただし、満了日の属する暦月および更新日の属する暦月内に、契約者より第４種定期契約の解除の申し出がある場合は、この限りではありません。

イ　当社は、次の場合には、第４種定期契約の解除を行ないます。

（１）契約者がインターネット接続サービス、放送サービスおよび電話サービスのうちいずれかまたは全部の解約を行なう場合

（２）契約者が電話サービスの一時中断を行なう場合

（３）契約者がインターネット接続サービスの利用の休止を行なう場合

（４）当社がインターネット接続サービス、放送サービスおよび電話サービスのうちいずれかまたは全部の解除を行なう場合

（５）当社がインターネット接続サービス、放送サービスおよび電話サービスのうちいずれかまたは全部の利用の停止を行なう場合

（６）契約者がインターネット接続サービスについて、他のインターネット接続サービス（ 120M ファーストコースを除きます。）への品目変更を行う場合

	（７）契約者がTV約款に定める他の放送サービス（第４種定期契約を除きます。）への変更を行う場合 ウ　契約者は、第４種定期契約の満了日の属する暦月および更新日の属する暦月以外の日に第４種定期契約の解除を行なう場合、第４種定期契約に係る解除料 4,000 円（税込 4,400円）の支払いを要します。 エ　当社は第４種定期契約の適用を受ける契約者には、第６条（最低利用期間）は適用しません。 オ　契約者は、ウの規定にかかわらず、次の場合には、第４種定期契約に係る解除料の支払いを要しません。 （１）契約者が、転居によりインターネット接続サービス、放送サービスおよび電話サービスの解約を行なう場合であって、解約と同時に当社または別記に定める特定事業者および協力事業者が提供するサービスの申込を行なう場合

第５種定期契約【NET パック（1年契約）】

区　分	内　　容
（１）定義等	ア　第５種定期契約とは、Ｊ：ＣＯＭ ＰＨＯＮＥプラスサービス又はＫＤＤＩ株式会社が定めるケーブルプラス電話サービス（以下「電話サービス」といいます。）の契約を締結しているインターネット接続サービス（ 120Mファーストコースに限ります。（以下本規定において同じとします。））契約者から申込があり、当社が承諾した場合、当社がインターネット接続サービスおよび電話サービスの提供を開始した日（現にインターネット接続サービスおよび電話サービスの提供を受けている場合は、第５種定期契約の申出を当社が承諾した日）の属する暦月の初日から起算して１年が経過することとなる暦月の末日（以下「満了日」といいます。）をもって満了となる契約のことをいいます。 イ　第５種定期契約は１の契約者回線に限り適用します。 ウ　当社は、インターネット接続サービスの契約者回線の設置先が共同住宅および集合住宅（２以上の複数世帯が入居するアパート、マンション等の賃貸または分譲住宅で当社が判断するもの）内の世帯となる場合に限り第５種定期契約を締結します。 エ　当社は第９条第３項の規定による場合、第５種定期契約の申込を承諾しないことがあります。
（２）利用料の取扱い	ア　インターネット接続サービスの利用料については、インターネット接続サービスおよび電話サービスの提供を開始した日（現にインターネット接続サービスおよび電話サービスの提供を受けている場合は、第５種定期契約の申出を当社が承諾した日）の翌日より、料金表Ｉの規定にかかわらず、次表に定める料金額を適用します。 品目：120Mファーストコース／区分：（ア）／料金額（月額）：4,050円（税込 4,455円） イ　第５種定期契約の解除があったときは、その契約解除日までアに規定する料金額を適用します。
（３）第５種定期契約の更新および解除	ア　当社は、第５種定期契約が満了した場合は、満了日の翌日（以下「更新日」といいます。）に第５種定期契約を更新します。ただし、満了日の属する暦月および更新日の属する暦月内に、契約者より第５種定期契約の解除の申し出がある場合は、この限りではありません。 イ　当社は、次の場合には、第５種定期契約の解除を行ないます。 （１）契約者がインターネット接続サービス、および電話サービスのうちいずれかまたは全部の解約を行なう場合 （２）契約者が電話サービスの一時中断を行なう場合 （３）契約者がインターネット接続サービスの利用の休止を行なう場合

	（４）当社がインターネット接続サービス、および電話サービスのうちいずれかまたは全部の解除を行なう場合 （５）当社がインターネット接続サービス、および電話サービスのうちいずれかまたは全部の利用の停止を行なう場合 （６）契約者がインターネット接続サービスについて、他のインターネット接続サービス（ 120M ファーストコースを除きます。）への品目変更を行う場合 ウ　契約者は、第５種定期契約の満了日の属する暦月および更新日の属する暦月以外の日に第５種定期契約の解除を行なう場合、第５種定期契約に係る解除料 3,000 円（税込 3,300 円）の支払いを要します。 エ　当社は第５種定期契約の適用を受ける契約者には、第６条（最低利用期間）は適用しません。 オ　契約者は、ウの規定にかかわらず、次の場合には、第５種定期契約に係る解除料の支払いを要しません。 （１）契約者が、転居によりインターネット接続サービス、放送サービスおよび電話サービスの解約を行なう場合であって、解約と同時に当社または別記に定める特定事業者および協力事業者が提供するサービスの申込を行なう場合 （２）契約者の設置先住所の集合住宅が当社が別に定めるデジプランのインターネットまたは放送サービス対応物件となる場合

第６種定期契約【NET パック（2 年契約）】

区　分	内　　容
（１）定義等	ア　第６種定期契約とは、Ｊ：ＣＯＭ ＰＨＯＮＥプラスサービス又はＫＤＤＩ株式会社が定めるケーブルプラス電話サービス（以下「電話サービス」といいます。）の契約を締結しているインターネット接続サービス（ 120M ファーストコースに限ります。（以下本規定において同じとします。））契約者から申込があり、当社が承諾した場合、当社がインターネット接続サービスおよび電話サービスの提供を開始した日（現にインターネット接続サービスおよび電話サービスの提供を受けている場合は、第６種定期契約の申出を当社が承諾した日）の属する暦月の初日から起算して２年が経過することとなる暦月の末日（以下「満了日」といいます。）をもって満了となる契約のことをいいます。 イ　第６種定期契約は１の契約者回線に限り適用します。 ウ　当社は、インターネット接続サービスおよび電話サービスの契約者回線の設置先が第５種定期契約（１）ウに規定する世帯以外の世帯となる場合に限り第６種定期契約を締結します。 エ　当社は第９条第３項の規定による場合、第６種定期契約の申込を承諾しないことがあります。
（２）基本料金の取扱い	ア　インターネット接続サービスの利用料については、インターネット接続サービスおよび電話サービスの提供を開始した日（現にインターネット接続サービスおよび電話サービスの提供を受けている場合は、第６種定期契約の申出を当社が承諾した日）の翌日より、料金表Ｉの規定にかかわらず、次表に定める料金額を適用します。 品目：120M ファーストコース　区分：（ア）　料金額（月額）：4,545 円（税込 4,999 円） イ　第６種定期契約の解除があったときは、その契約解除日までアに規定する料金額を適用します。
（３）第6種定期契約の更新および	ア　当社は、第６種定期契約が満了した場合は、満了日の翌日（以下「更新日」といいます。）に第６種定期契約を更新します。ただし、満了日の属する暦月および更新日の属する暦月内に、契約者より第６種定期契約の解除の申し出がある場合は、この限りではありません。

解除	イ　当社は、次の場合には、第６種定期契約の解除を行ないます。 （１）契約者がインターネット接続サービス、および電話サービスのうちいずれかまたは全部の解約を行なう場合 （２）契約者が電話サービスの一時中断を行なう場合 （３）契約者がインターネット接続サービスの利用の休止を行なう場合 （４）当社がインターネット接続サービス、および電話サービスのうちいずれかまたは全部の解除を行なう場合 （５）当社がインターネット接続サービス、および電話サービスのうちいずれかまたは全部の利用の停止を行なう場合 （６）契約者がインターネット接続サービスについて、他のインターネット接続サービス（ 120M ファーストコースを除きます。）への品目変更を行う場合 ウ　契約者は、第６種定期契約の満了日の属する暦月および更新日の属する暦月以外の日に第５種定期契約の解除を行なう場合、第６種定期契約に係る解除料 3,000 円（税込 3,300 円）の支払いを要します。 エ　当社は第６種定期契約の適用を受ける契約者には、第６条（最低利用期間）は適用しません。 オ　契約者は、ウの規定にかかわらず、次の場合には、第６種定期契約に係る解除料の支払いを要しません。 （１）契約者が、転居によりインターネット接続サービス、放送サービスおよび電話サービスの解約を行なう場合であって、解約と同時に当社または別記に定める特定事業者および協力事業者が提供するサービスの申込を行なう場合

附則

附則（平成１１年５月１３日届出）
この規定は、平成１１年６月１日から実施します。

附則（平成１１年１０月２７日届出）
この改訂規定は、平成１１年１０月２８日から実施します。

附則（平成１２年１１月０８日届出）
この改訂規定は、平成１２年１２月１６日から実施します。

附則（平成１３年３月１５日届出）
(実施期日)
この改訂規定は、平成１３年４月１日から実施します。

附則
（実施期日）
この改定規定は、平成１９年２月１９日から実施します。

附則
（実施期日）
この改定規定は、平成２３年８月１日から実施します。

附則
（実施期日）
この改定規定は、平成２４年８月１日から実施します。

附則
（実施期日）
この改定規定は、平成２５年７月１日から実施します。

附則
（実施期日）
この改定規定は、平成２５年１１月１日から実施します。

附則
（実施期日）
この改定規定は、平成２６年６月１日から実施します。

附則
（実施期日）
この改定規定は、平成２６年７月１日から実施します。

附則
（実施期日）
この改定規定は、平成２６年９月４日から実施します。

附則
（実施期日）
この改定規定は、平成２６年１０月１日から実施します。

附則
（実施期日）
この改定規定は、平成２７年１月１日から実施します。

附則
（実施期日）
この改定規定は、平成２７年４月１日から実施します。

附則
（実施期日）
この改定規定は、平成２７年６月１日から実施します。

附則
（実施期日）
この改定規定は、平成２７年７月１日から実施します。

附則
（実施期日）
この改定規定は、平成２７年７月１５日から実施します。

附則
（実施期日）
この改定規定は、平成３０年３月１日から実施します。

附則
１この改正規定は、平成３０年７月１日から実施します。
２この改正規定実施の際現に、合併前の株式会社ジェイコム東京北との間で締結しているインターネット接続サービス約款に係る契約は、この改正規定実施の日において当社が提供するインターネット接続サービス約款に移行したものとします。
３この改正実施前に支払いまたは支払われなければならなかった合併前の株式会社ジェイコム東京北の約款規定により生じた料金その他の責務については、この改正規定実施の日において、当社が譲り受けるものとし、その請求その他の取扱いについては、改正後の規定に準じて取り扱います。
４この改正規定実施前に、改正前の規定によりなされた合併前の株式会社ジェイコム東京北のサービスに関する手続きその他の行為は、この附則に規定する場合のほか、この改正規定中にこれに相当する規定があるときは、この改正規定によってなされた当社のインターネット接続サービスに関する手続きその他の行為とします。

附則
（実施期日）
この改定規定は、平成３１年１月１日から実施します。

附則
（実施期日）
この改正規定は、平成３１年３月１日から実施します。

附則
（実施期日）
この改正規定は、平成３１年４月１日から実施します。

附則
（実施期日）
この改正規定は、２０１９年６月１日から実施します。

附則
（実施期日）
この改正規定は、２０１９年９月１日から実施します。

（実施期日）
この改正規定は、２０１９年１０月１日から実施します。
（経過措置）
この改正実施の際に、消費税を伴う場合の税込額（地方消費税を含む）は、本約款に定めるとおりとします。この改正実施前にかかる料金については、なお従前のとおりとします。

附則
（実施期日）
この改正規定は、２０２０年７月１日から実施します。
（実施期日）
この改正規定は、２０２１年４月１日から実施します。
（実施期日）
この改正規定は、２０２１年７月１日から実施します。
（実施期日）
この改正規定は、２０２４年４月１日から実施します。
（実施期日）
この改正規定は、２０２４年７月１５日から実施します。
（実施期日）
この改正規定は、２０２５年７月１日から実施します。